

大阪広域水道企業団公報発行規則等の一部を改正する規則を公布する。
令和7年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第3号

大阪広域水道企業団公報発行規則等の一部を改正する規則

(大阪広域水道企業団公報発行規則の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団公報発行規則(平成23年大阪広域水道企業団規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(閲覧) 第4条 前条第3項に規定する方法により発行する公報は、 <u>総務部総務課</u> において一般の閲覧に供する。	(閲覧) 第4条 前条第3項に規定する方法により発行する公報は、 <u>経営管理部総務課</u> において一般の閲覧に供する。

(大阪広域水道企業団退職手当審査会規則の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団退職手当審査会規則(平成23年大阪広域水道企業団規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審査会の庶務は、 <u>総務部総務課</u> において行う。	(庶務) 第7条 審査会の庶務は、 <u>経営管理部総務課</u> において行う。

(大阪広域水道企業団非常勤職員災害補償認定委員会規則の一部改正)

第3条 大阪広域水道企業団非常勤職員災害補償認定委員会規則(平成23年大阪広域水道企業団規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第10条 委員会の庶務は、 <u>総務部総務課</u> において行う。	(庶務) 第10条 委員会の庶務は、 <u>経営管理部総務課</u> において行う。

(大阪広域水道企業団非常勤職員災害補償審査会規則の一部改正)

第4条 大阪広域水道企業団非常勤職員災害補償審査会規則(平成23年大阪広域水道企業団規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定

に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第10条 審査会の庶務は、 <u>総務部総務課</u> において行う。	(庶務) 第10条 審査会の庶務は、 <u>経営管理部総務課</u> において行う。

(大阪広域水道企業団行政不服審査会規則の一部改正)

第5条 大阪広域水道企業団行政不服審査会規則(平成28年大阪広域水道企業団規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審査会の庶務は、 <u>総務部総務課</u> において行う。	(庶務) 第7条 審査会の庶務は、 <u>経営管理部総務課</u> において行う。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。